

## 共通到達度確認試験等に関する調査検討経過報告

平成25年11月22日  
中央教育審議会大学分科会  
法科大学院特別委員会  
共通到達度確認試験等に関する  
検討ワーキング・グループ

### 目次

I 共通到達度確認試験（仮称）の基本設計について	2
II 法学未修者が基本的な法律科目をより重点的に学ぶことを可能とするための 仕組みについて	6
III 学生の適性等に応じ法曹以外への進路を目指す者に対する取組の充実について	6
共通到達度確認試験等に関する答申・報告等（抜粋）	7
調査検討経過	12
委員名簿等	13

# I 共通到達度確認試験（仮称）の基本設計について

## 1. 基本的考え方

- 本年7月の法曹養成制度関係閣僚会議（以下「閣僚会議」という。）決定において、「文部科学省において、中教審の審議を踏まえ、法学未修者の教育の質の保証の観点から法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行う仕組みとして、「共通到達度確認試験（仮称）」の早期実現を目指すとともに、これを既修者にも活用できるものとしての基本設計・実施について、2年以内に検討を行う」とされたことを受け、本ワーキンググループにおいて調査検討した結果、以下の通り、共通到達度確認試験（仮称）（以下「確認試験」という。）の目的、内容、実施方法等の基本設計について示すこととする。
- なお、確認試験は、プロセスとしての法曹養成の中核的機関である法科大学院において、その教育の質を客観的に担保していくための仕組みとして考えられるものである。このような認識の下、ここで示す基本設計については、確認試験が法科大学院の教育の質の向上に資するため、実際の教育現場において効率的かつ効果的に機能するものとなるよう、今後、可及的速やかに試行に着手することとし、その結果も踏まえて、本格的実施に向けた具体的な準備を行い、その過程において、適宜修正・変更を行うことを前提としているものである。

## 2. 目的

- 確認試験については、以下の2つの目的から実施することとする。
  - ① 法科大学院の教育課程において学修した内容に関し、各法科大学院が進級時に下記に掲げる学生の到達度等を確認し、その後の学修・進路指導や進級判定等に活用すること
    - [2年次進級時]
      - ・ 1年次の学修を通じて得られる基本的な「知識」及び「法的思考力」の修得の程度
      - ・ 2年次以降の学修に対する「適性」
    - [3年次進級時]
      - ・ 2年次までの学修を通じて得られる「知識」及び、その知識を活用して課題を発見、分析、解決するために必要な「法的思考力」の修得の程度
  - ② 学生が全国規模の比較の中で自らの学修到達度を把握することを通じ、その後の学修の進め方等の判断材料として活用すること

## 3. 試験の内容、実施方法等

### (1) 時期、対象者及び試験科目

- 学修段階に応じた確認試験については、学生が上級年次に進級する際に試験を受験することを基本にしつつ、その実施時期、対象者、試験科目について本格実施に向けた試行を繰り返す中で、更に具体的に検討を進める。

実施時期	対象者	試験科目
1年次の学年末	法学未修者コースの1年次在籍者	憲法、民法、刑法（共通）
2年次の学年末	法学未修者コースの2年次在籍者 法学既修者コースの1年次在籍者	憲法、民法、刑法（共通） その他の科目 （民事訴訟法、刑事訴訟法、商法、 行政法）

- 確認試験については、関係閣僚会議の決定に基づき、「法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行う仕組み」として設計することとし、試験の実施時期、対象者、試験科目は、上記の表に記すところを基本とする。
- なお、具体的な制度設計については、今後の試行を通じて、試験の難易度を含めて、検証し、必要な検討を進める。その際、3年次の途中段階での実施や、試験科目の範囲をどうするか等についての意見があったことにも留意する。

## （2）試験の実施・位置付け等

- 本格実施時においては、全ての法科大学院の学生が確認試験を受験することを原則とする。
- 試験問題の作成や難易度の調整など、確認試験の実施に必要な作業に関し、全ての法科大学院の協力を得る体制を構築することを原則とする。その際、これまでの学内外の各種試験等での経験・蓄積を活用することが考えられる。
- 試験結果については、当面、その後の学修・進路指導等の参考資料として活用することとなるが、試行等を通じて大学関係者の理解を得つつ、上記2.の目的に即して適切な活用を図る。
- 確認試験の実施に伴い、各法科大学院が行うカリキュラム編成・授業科目の履修順序の変更等を必要以上にせまられないよう配慮することが必要である。

## （3）試験の難易度

- 確認試験の難易度は、法科大学院における共通的な到達目標モデルで示された内容を考慮しつつ、確認試験の目的に照らして適切なものとなるよう設定・調整を行う。その際、共通的な到達目標モデルが法科大学院の修了時点において共通に到達すべき目標を明らかにすることを目指したものであることを踏まえ、確認試験は、学修途上にある学生に対して実施されるものとして適切な難易度となるよう留意することが必要である。
- 1年次の学年末と2年次の学年末の双方で実施する試験科目については、
  - ① 出題範囲及び試験問題は共通とし、受験年次に応じて到達度の目標を分けて判定する方法
  - ② 出題範囲は共通とするが、難易度の異なる試験を別途設定して、その到達度を判定する方法
  - ③ 出題範囲の異なる試験を別途設定して、それぞれの到達度を判定する方法

が考えられるが、まずは、速やかな着手が可能となる①の方法により、1年次の確認試験の試行に着手しつつ、併せて2年次の確認試験の難易度を検討し、試行の状況に応じて、試験の難易度や出題の仕方について検討を行う。

- また、各大学における学修の進捗の差や各法律科目ごとの性質の違いを考慮すると、法律科目によって異なる試験の方法を取ることが適切である可能性もあることから、最終的にどのような方法を採用するかについては、試行の中で、更に具体的に検討を進める必要がある。

#### (4) 試験方式

- 確認試験の方式について、現在、類似する試験が先行して実施されている医学系等の事例として、試験問題の難易度調整・採点等の設定や、大学や学生の実施に係る自由度の確保などの観点から、コンピュータを活用した試験方式（C B T方式）が採用されているところである。コンピュータを活用した場合には、出題の仕方について、例えば以下のような方式を採用する可能性がある。

- ・ 知識を問う問題は、多肢選択形式・択一式を基本
- ・ 法的思考力を問う問題は、多肢選択形式・択一式、順次解答連問方式を基本

- C B T方式には、上記の利点が考えられる一方で、多数のストック問題の作成や精選等の作業負担、コンピュータシステムの導入・維持管理の負担などの難点もあることを踏まえ、確認試験の方式については、法科大学院における教育の特性や受験者数の規模にも十分配慮しつつ、紙媒体による試験実施の可能性も含め、試行の中で、更に具体的に検討する必要がある。

- このため、試行開始時点においては、まず、試験問題の作成・精選や難易度の調整方法などを検証するため、紙媒体等による簡易な試験方式により速やかに試行に着手することが現実的と考える。

#### (5) 司法試験との関係

- 確認試験の目的は上記2. に述べた通りであり、確認試験の実施と司法試験短答式試験の免除とは当然に関係づけられるものではなく、法科大学院における教育のあるべき姿と司法試験の試験科目の改正等の動向も踏まえつつ、例えば、2年次の学年末の確認試験の結果に応じて、一定の成績を達成した者には司法試験短答式試験を免除するなど、司法試験の短答式試験との具体的な関係づけの方法について法務省等関係省庁と連携しながら検討・整理する必要がある。その際、確認試験と司法試験短答式試験の制度趣旨の相違を考慮すると双方の試験科目が一致する必然性はないと考えられるが、司法試験との関係については、確認試験の試行の結果と司法試験の合格状況との関係等を検証・分析しながら、法科大学院における学修が過度に知識偏重なものとならないよう十分留意しつつ検討を行う必要がある。

#### (6) 留意事項

- 特に、法学未修者にとって、自身の到達度を把握することがその後の学修を進める際の一助となることや、教員にとって、全国的な水準の中で学生の学修状況を理解することがそ

の後の教育の改善に向けた取組に繋がることなど、法学未修者教育の改善に資する効果的な手段としても活用されるよう留意する必要がある。

- その際、法科大学院生の学修が、確認試験への対策に偏らないように、また、過度に知識偏重なものとならないように特に留意する必要がある。また、法学未修者の学修進度やその修得状況については、法学既修者としての認定を経た法学既修者とは異なることから、2年次の学年末に実施することが予定される確認試験においても、両者の差異に留意して、試行の実施や詳細な制度設計を行う必要がある。
- また、試行を通じた確認試験制度の定着度合に応じ、確認試験と法科大学院統一適性試験や法学既修者認定試験の関係に関し、それぞれ機能・役割を比較考慮し、その在り方について改めて検討する必要がある。

#### 4. 本格実施に向けた試行について

- 確認試験の具体化に当たっては、一定期間の「試行」による検証作業を通じて改善を図るサイクルが不可欠なことから、体制の在り方も含め、速やかに試行に向けた準備に着手する必要がある。
  - (試行を通じて準備・検証すべき主な事項)
    - ・ 確認試験で判定すべき到達度の確認、共通理解
    - ・ 確認試験の問題の作成、精選、難易度の調整
    - ・ 確認試験の実施方法・実施時期の確認
    - ・ 確認試験結果を学修指導・進路指導に活用する方法 等
- その際、1年次の学年末と2年次の学年末の双方で実施する試験科目から試験の検討・実施に着手し、この試行結果等を踏まえ、更に他の法律科目の検討を進める必要がある。
- 未修者教育の改善は喫緊の課題であり、1年次の学年末に実施する確認試験については、より早期に本格実施に移行できるようにすることが必要である。
- また、試験問題の作成や確認試験の実施・準備の体制など、試行の準備段階から、法科大学院関係者を中核としつつ、法曹三者の理解と協力を得ながら進めることが必要である。

## II 法学未修者が基本的な法律科目をより重点的に学ぶことを可能とするための仕組みについて

- これまでも法律基本科目の指導の充実を図る観点から、特に、法学未修者1年次の法律基本科目の履修登録単位数を6単位まで増加できるよう平成22年に制度改正が行われているが、現在の法学未修者の学修状況にも配慮しつつ、法学未修者がこれまでより多く法律基本科目の履修が可能となるよう単位数の増加及び配当年次の在り方について見直しを検討することが考えられる。
- また、多様な学修経験や実務経験・社会経験等を有する法学未修者には展開・先端科目群などの一部履修を軽減することなどの措置を講じることが考えられる。
- あわせて、このような取組を適正に評価できるよう、法科大学院の授業科目群ごとの履修のバランスや実務家教員の授業の担当範囲などに関し、認証評価機関の評価基準等の見直しが行われるようにする必要がある。
- 法学未修者の法律基本科目の学修理解を深めることに資するため、法学部や法学研究科など既存の教育研究組織が提供する授業科目を補習的に活用することが考えられる。

## III 学生の適性等に応じ法曹以外への進路を目指す者に対する取組の充実について

- 法科大学院修了後に、法学的素養を活かす公務や企業法務などの分野へ進むことを希望する者に対し、進路指導等を通じ、民間企業や地方公共団体等への就職支援の充実方策を検討し、実施する必要がある。
- その際、法科大学院全体、また各法科大学院における取組として、エクスターンシップ等の授業を行う中で、民間企業や地方公共団体等とのネットワークを構築し、法科大学院教育の意義や内容を広く紹介し、「法務博士（専門職）」の社会的有用性が広く社会に認められることを目指すべきである。
- 法科大学院入学者のうち、入学後の学修を通じて企業・官公庁など法曹以外の法律に関わる職種へ進むことを希望する者に対し、法科大学院在学中においても、きめ細やかな進路指導に努めること等の支援を行うことが必要である。その際、個々の学生の希望や適性に応じてより適切な教育を提供できる他の研究科（専攻）への転研究科（転専攻）の促進や、各大学の既存研究科等の授業科目を活用しながら、法曹以外の公務、民間向けの人材育成を行う新たなコースを設定することや法科大学院で培ったノウハウを活用した新たな教育組織への改組転換を図ることも考えられる。その際、その教育内容にふさわしい学位の在り方を検討することが必要である。

## 共通到達度確認試験等に関する答申・報告等（抜粋）

### I 政府全体における検討状況

「法曹養成制度改革の推進について」（平成 25 年 7 月 16 日 法曹養成制度関係閣僚会議）

#### 第 4 法曹養成制度の在り方

##### 2 法科大学院について

- (3) 文部科学省において、中教審の審議を踏まえ、法学未修者の教育の質の保証の観点から法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行う仕組みとして、「共通到達度確認試験（仮称）」の早期実現を目指すとともに、これを既修者にも活用できるものとしての基本設計・実施について、2年以内に検討を行う。

また、閣僚会議の下で、上記文部科学省及び中教審の検討を踏まえながら、「共通到達度確認試験（仮称）」の法律基本科目の試験について、その結果に応じて司法試験の短答式試験を免除することを想定して、その制度設計・実施についての検討を2年以内に行う。

文部科学省は、これらの検討を受けて、5年以内に試行を開始することを目指して「共通到達度確認試験（仮称）」の実施準備を行う。

- (4) 文部科学省において、法学未修者が基本的な法律科目をより重点的に学ぶことを可能とするための仕組みの導入を1年以内に検討し、実施準備を行う。

「法曹養成制度検討会議取りまとめ」（平成 25 年 6 月 26 日 法曹養成制度検討会議）

#### 第 3 法曹養成制度の在り方

##### 2 法科大学院について

##### (2) 教育の質の向上・法学未修者の教育

- ・ 法学未修者は、入学選抜段階で法学の基礎的な学識を有するとの認定を受けていない者であるから、基本的な法律科目を重点的に教育し、基礎・基本の習得の徹底を図るとともに、その到達度を、教育課程の各段階に応じて客観的に判定する仕組みが必要である。

特に、学修の出発点である1年次においては基本的な法律科目の修得を徹底し、2年次以降は法学既修者も受講する授業を受けることになることから、進級に当たり厳格な到達度判定を行う必要がある。そこで、法科大学院が共通して客観的かつ厳格に進級判定を行う仕組みとして、平成24年11月30日付け中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会法学未修者教育充実のためのワーキング・グループ報告で提言されている「共通到達度確認試験（仮称）」の導入を、その具体的内容が上記報告の趣旨に沿うものとなるよう配慮しつつ、早期に実現することを目指す。

（次ページに続く）

- 共通到達度確認試験（仮称）については、法学未修者が、その学ぶべき内容（例えば共通的な到達目標）の達成度を確認でき、自らの学修成果を客観的に把握することでその後の学修に活かせるようにするとともに、法科大学院が学生に対する指導の際の参考資料とすることができるものとして構築する。さらに、第4で述べる新たな検討体制において、これを法学既修者にも活用できるものとして整備することを検討し、その際には、法律基本科目の試験について、その結果に応じて司法試験の短答式試験を免除することを想定して適切に制度の整備を進めるべきである。その際、3(2)で検討する司法試験の短答式試験の科目削減等との関係も考慮すべきである。なお、共通到達度確認試験は、あくまでも法科大学院における学修の達成度を確認するためのものであり、司法試験における短答式試験そのものを前倒しするものではない。
- また、法学未修者のうち特に社会人や法学部以外の学部出身者に対する教育の充実は、法曹の多様性を確保する観点から重要であるため、法律基本科目をより重点的に学ぶことを可能とするためのシステムの改善を検討するとともに、現在優れた法学未修者教育を実施している法科大学院については、それらを更に充実させる取組が必要である。

## II 中央教育審議会におけるこれまでの検討状況

### 「法科大学院教育の更なる充実に向けた改善方策について（提言）」

（平成 24 年 7 月 19 日 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会）

#### ＜法学未修者教育の充実方策の実施＞

現状において、制度全体として法学未修者の教育に課題があることは明らかである。一方で、法学未修者教育において着実な成果を上げている法科大学院も存在することから、こうした法科大学院における法学未修者教育についての優れた取組の共有化を図ることが必要である。

また、各法科大学院が共通的な到達目標モデルを踏まえたカリキュラム策定を行うよう、引き続き促していくことが必要である。さらに、社会人等の多様な人材の法科大学院での学修を支援するため、夜間開講や 3 年を超える教育課程を設定することができる長期履修制度の活用を促進するとともに、法科大学院での学修の準備として入学前に法的知識・考え方の基礎などを学べるようにするための取組を促進することが適当である。

このような法科大学院の取組を支援するためにも、入学者選抜において法学未修者の適性を適切に把握する機能の強化、法学未修者コースに入学する非法学部出身者の教育期間の在り方に関する研究、法学未修者に対する効果的な授業の進め方など教育手法の確立、入学前の法学未修者用の教材開発など、法学未修者教育の充実方策について多面的に検討する必要がある。

このため、本特別委員会の下に新たなワーキング・グループを設置して集中的に検討する体制を構築することが必要である。

※「法学未修者教育の充実方策に関する調査検討結果報告（平成 24 年 11 月 30 日中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会法学未修者教育の充実のための検討ワーキング・グループ）」については、別添資料参照。

### Ⅲ 与党における検討状況

#### 「法曹養成制度についての中間提言」(平成 25 年 6 月 18 日 自由民主党政務調査会司法制度調査会)

##### 第 5. 法科大学院の在り方 (存在意義、定員、数、既習未習、内容、法学部)

(5) 内容について、ヒアリングや法科大学院の現場視察を通じ、法科大学院における教育の質は高く、学生たちの教授陣や学問環境への満足度も高いことが伺えた。他方で、司法試験が難解にみられる、または良質な問題であっても難解に見えることもあってまだまだ暗記中心から変わりきれていないとの指摘もあった。

法科大学院の在り方の改善、司法試験の在り方の見直しを通じ、暗記中心の教育から法曹養成プロセスとして質の高い教育をより行えるように不断の改革を行っていくべきである。

(6) 法学部とのあり方について、(2年間の教養学部後の)2年間の法学部に加えて2年間の法科大学院を置く意味への疑問が複数の議員によって提起された。今後2年間かけて、法科大学院の在り方の改善を行うため、ただちには結論づけられないものの、法学部の存在意義自体を問う声が数多くあったことを厳しく受け止め、大学や文科省として特に法科大学院志望の法学部生の負担軽減措置(法学部における飛び級等、ただし、こうした技術的な短縮を否定し、むしろ法学部自体をなくすべきとする声もあったことに留意)をさらに拡大するとともに、その存在意義が誰からも分かるように検討すべきである。

#### 「法曹養成に関する提言」(平成 25 年 6 月 11 日 公明党法曹養成に関するプロジェクトチーム)

##### 第 3 法曹養成制度の在り方

###### 1 法科大学院

○ 多様なバックグラウンドを有する人材を多数法曹に受け入れるという司法制度改革の理念を実現するためには、法学未修者の司法試験合格率が法学既修者に比べて低迷している現状を改善することが必要である。そのためには、法学未修者に対する教育の在り方を改善するとともに、法科大学院で教えるべき内容を、法曹になるために必要な内容という観点から検討される必要がある。このような観点から、現在、法科大学院で修得すべき内容のスタンダードとされている「共通到達目標」について、さらに検討するとともに、その内容について司法試験との連携を図ることについて検討すべきである。

○ なお、法曹養成制度検討会議において提案されている「共通到達度確認試験」については、それが、法学未修者を始めとする法科大学院生にとって過重な負担となる点にも配慮して、「プロセス」としての法曹養成制度の理念に沿ったものとなるよう、その目的、内容等を検討する必要がある。

○ また、上記目的を達するためには、同時に法学未修者の入学選抜の在り方を改善することが必要であるが、その際、改善策の軸となるべきは、法科大学院適性試験(以下、「適性試験」という。)の信頼性の向上である。

適性試験は、事実上すべての法科大学院において実施されているものであるが、その選抜機能についてはいまだ成熟途上の面があることは否めない。したがって、適性試験実施機関において、適性試験の成績と法科大学院入学後の成績の相関性を検証して、その改善に役立てることが可能になるよう、法科大学院から適性試験実施機関に対して、個人情報に留意しつつ、必要な情報の開示を行わせるなどの方策が検討されるべきである。

# 法学未修者教育の充実方策に関する調査検討結果報告（概要）

## 司法制度改革で目指された姿

- 法科大学院は、学部段階での専門分野を問わず、社会人等にも広く門戸を開放
- 修了者のうち、相当程度（例えば約7～8割）の者が司法試験に合格できるような充実した教育を実施

## 法学未修者の現状

- 入学者に占める社会人、法学部以外の学部出身者が大幅に減少
- 法学未修者の司法試験における累積合格率は3～4割（※法学既修者は約6～7割）

しかし現実には……

## 法学未修者教育を巡る『4つの課題』

### （1）法学部以外の学部出身者を巡る課題

- ・ 法律学に関する専門的知識や、学修を進める前提の基盤がない
- ・ 法的な考え方になじめない学生が一部存在

### （2）法学部出身者を巡る課題

- ・ 法学を初めて学ぶ者との間で差があり、学修意欲等の面で全体に影響を及ぼす可能性
- ・ 法的な考え方になじみにくい学生が一部存在

### （3）社会人経験を持つ者を巡る課題

- ・ 仕事を続ける社会人が学修しやすい環境の不足

・ 同一の教育課程の中で三者が混在して学ぶため、それぞれに対するきめ細やかな対応を取ることが難しい

### （4）多様な者が混在して学ぶことに関する課題

司法制度改革の理念に基づき、多様なバックグラウンドを有する者に充実した教育を行うことで、法学未修者が安心して、法科大学院で学び、法曹を目指す環境整備を目指す

## 法学未修者教育に関する充実方策

### 【改善の主なポイント】

- ◇ 法曹として共通に必要なとされる法律に関する基礎・基本の徹底
- ◇ 法科大学院間で共通的な到達度判定に資する仕組の導入に向けた検討
- ◇ 個々の学生に応じ、きめ細やかに対応する教育課程内外の学修支援
- ◇ 入学者の多様性に応じた柔軟な履修を可能とする体制整備に向けた検討

### 【具体的な方策】

## 1. システム改革に向けた検討

### （1）法科大学院全体を通じた厳格な到達度判定の仕組みの検討

- 2年次進級時に、「共通到達度確認試験（仮称）」を導入するなど厳格な進級判定の仕組みの検討
- 3年次進級時に、その後学修に必要な法的知識・能力の修得を厳格に判定する仕組みの検討

### （2）基本的な法律科目をより重点的に学ぶことを可能とするための改善の検討

- 1年次は、憲法・民法・刑法など基本的な法律科目をより重点的に教育し、基礎・基本の徹底を図る
- 他学部における学修経験や実務経験・社会経験等を考慮し、基礎法学・隣接科目や展開・先端科目の履修を一部免除することができる仕組みを検討

### （3）法学未修者に対する入学者選抜の改善の検討

- 入学者選抜において、法的なセンスの判定精度を高めるための手法等の改善・見直しの検討

## 2. 入学前から卒業後を一貫した充実方策

### （1）「入学前」における充実方策

- 法科大学院志望者への入門的な教育機会提供の促進
- 法科大学院入学予定者に対する学修支援の促進

### （2）「入学後」における充実方策

- 到達目標の設定や法学の基礎・基本の徹底など教育内容の改善
- 講義の適切な活用や小テスト・ICT等を活用した学修定着・理解度把握の推進など教育方法等の改善

### （3）「卒業後」における充実方策

- 修了生への学修支援や卒業後の動向把握・就職支援等の充実

### （4）充実した教育体制・支援体制の整備

- FDなど教員の資質向上の促進や、夜間開講制の充実の検討など教育支援体制の整備

# 調査検討経過

## 第1回：平成25年10月1日（火）

- 議 事 （1）会議の公開等について  
（2）共通到達度確認試験等に関する検討事項について  
（3）その他

## 第2回：平成25年10月8日（火）

- 議 事 （1）共用試験に関するヒアリングについて  
（2）その他

## 第3回：平成25年10月22日（火）

- 議 事 （1）共通到達度確認試験の基本設計について  
（2）法学未修者教育の充実方策について  
（3）その他

## 第4回：平成25年11月8日（金）

- 議 事 （1）共通到達度確認試験等に関する検討結果の取りまとめに向けた議論  
（2）その他

## 第5回：平成25年11月22日（金）

- 議 事 （1）共通到達度確認試験等に関する検討結果の取りまとめに向けた議論  
（2）その他

**第7期 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会  
共通到達度確認試験等に関する検討ワーキング・グループ  
委員名簿**

(専門委員) 12名

磯村 保	早稲田大学大学院法務研究科教授
笠井 正俊	京都大学大学院法学研究科教授
木村 敦子	京都大学大学院法学研究科准教授
佐伯 仁志	東京大学大学院法学政治学研究科教授
酒井 圭	弁護士
佐久間 佳枝	法務省大臣官房司法法制部付 内閣官房法曹養成制度改革推進室参事官
佐藤 隆之	東北大学大学院法学研究科教授
宍戸 常寿	東京大学大学院法学政治学研究科教授
日吉 由美子	弁護士
松本 哲治	同志社大学大学院司法研究科教授
村田 涉	司法研修所教官
山本 和彦	一橋大学大学院法学研究科教授

計 12名

\*発令日は平成25年9月30日

\*磯村委員、日吉委員、山本委員の発令日は平成25年5月8日

## 共通到達度確認試験等に関する検討ワーキング・グループの設置について

平成25年7月11日  
中央教育審議会大学分科会  
法科大学院特別委員会決定

法科大学院特別委員会の下に、「共通到達度確認試験等に関する検討ワーキング・グループ」（以下、「到達度確認試験検討ワーキング・グループ」という。）を次のとおり設置する。

### 1. 所掌事務

法学未修者教育の充実方策に関する調査検討結果報告や法曹養成制度検討会議取りまとめにおける提言等を踏まえ、法科大学院教育全体の質保証を図る観点から、「共通到達度確認試験（仮称）」の基本設計や、法学未修者が法律基本科目をより重点的に学ぶことを可能とするための仕組み等に関する専門的な調査・分析・検討を行う。

### 2. 委員、臨時委員、専門委員

- ① 到達度確認試験検討ワーキング・グループに属すべき委員、臨時委員及び専門委員（以下、「委員」という。）は、座長が指名する。
- ② 到達度確認試験検討ワーキング・グループに主査を置き、座長が指名する。
- ③ 主査に事故があるときは、到達度確認試験検討ワーキング・グループに属する委員のうちから主査があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

### 3. 設置期間

到達度確認試験検討ワーキング・グループの設置期間は、設置された日から平成27年2月14日までとする。

### 4. 法科大学院特別委員会への報告

到達度確認試験検討ワーキング・グループの審議状況は、適時に法科大学院特別委員会へ報告するものとする。

### 5. その他

- ① 到達度確認試験検討ワーキング・グループの庶務は、関係各課の協力を得て専門教育課で処理する。
- ② ここに定めるもののほか、議事の手続その他到達度確認試験検討ワーキング・グループの運営に関し必要な事項は、主査が到達度確認試験検討ワーキング・グループに諮って定める。